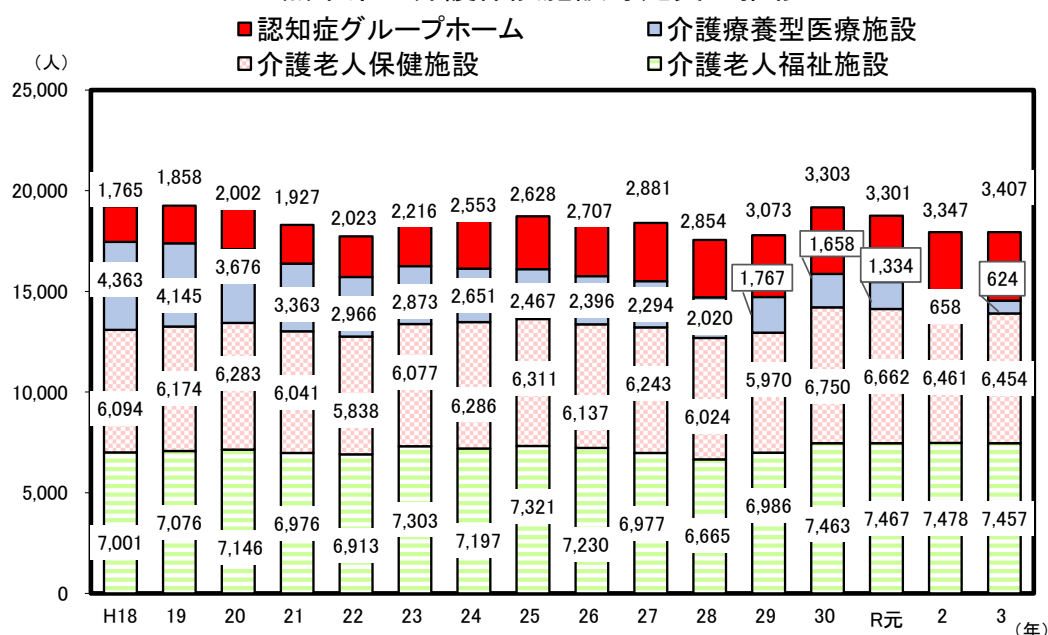


熊本県の介護保険施設等定員の推移



解 説

【概要】

令和3年の介護老人福祉施設数は139施設で定員数が7,457人、介護老人保健施設数は96施設で定員数は6,454人、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が257事業所で定員数が3,407人となっている。

65歳以上人口一万人当たりの各施設の定員数をみると、介護老人保健施設と認知症対応型グループホームは全国平均を上回っているが、介護老人福祉施設は全国平均を下回っている。

○介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。

○介護療養型医療施設

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。

○介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定した状態にある認知症の要介護者が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をいう。

また、グループホームとは、普通の住宅と同じような台所や食堂、居間や浴室等が整った施設で、家庭的な雰囲気の中で、5～9人の少人数で介護スタッフとともに共同生活する形態のこと。

※注：調査票の配布・回収について、平成20年調査までは都道府県・指定都市・中核市が実施していた（一部の調査票については郵送）が、平成21年調査から厚生労働省が委託した民間事業者からの郵送に変更した。この結果、未回収施設があり、年次比較は適さないものとなった。

資 料 出 所	調 査 期 日	調査周期
「介護サービス施設・事業所調査」 厚生労働省 「国勢調査」 総務省統計局	令和3年10月1日 令和2年10月1日	毎年 5年